

涌谷町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成 31 年 4 月

涌 谷 町

目 次

1. 背 景.....	1
1-1. 地球温暖化問題に対する国内外の動向.....	1
1-2. 地球温暖化がもたらす身近な影響.....	3
1-3. 本計画の基本方針.....	5
(1) 本町の温暖化防止対策.....	5
(2) 本計画の基本方針.....	5
2. 基本的事項.....	6
2-1. 本計画の目的.....	6
2-2. 本計画の対象とする範囲.....	6
2-3. 対象とする温室効果ガスの種類.....	6
2-4. 本計画の計画期間、見直し予定時期.....	7
2-5. 上位計画や関連計画との位置づけ.....	7
3. 「温室効果ガス総排出量」の状況.....	8
3-1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法.....	8
3-2. 温室効果ガス総排出量の算定結果.....	8
(1) 事務所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量.....	9
(2) 学校等のエネルギー起源二酸化炭素排出量.....	10
(3) 集会所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量.....	11
(4) 病院等のエネルギー起源二酸化炭素排出量.....	12
(5) その他施設のエネルギー起源二酸化炭素排出量.....	13
(6) 公用車の温室効果ガス総排出量.....	14
(7) 計画の対象施設における温室効果ガス総排出量.....	15
4. 温室効果ガス総排出量の削減目標.....	16
4-1. 目標設定の考え方.....	16
4-2. 基準年度.....	16
4-3. 数値的な目標.....	16
5. 目標達成に向けた取組.....	18
5-1. 取組の方針.....	18
5-2. 重点施策.....	19
5-3. 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ.....	20
6. 本計画に基づく取組の進捗管理の仕組み.....	21
6-1. 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続.....	21
(1) 推進体制.....	21
(2) 実施フロー.....	23
(3) 点検評価.....	24
(4) 公表.....	24

巻末資料.....	25
巻末資料 1. 本計画の対象とする範囲（施設及び公用車）	25
巻末資料 2. 各施設におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移.....	28

1. 背 景

1 - 1. 地球温暖化問題に対する国内外の動向

(気候変動に関する国際連合枠組条約の発効)

- 地球温暖化防止のために大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的として、1992（平成 4）年 5 月に地球温暖化防止のための国際的な枠組みである「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994（平成 6）年に発効されました。
- この条約では、締約国は温室効果ガスの排出量を 2000（平成 12）年までに 1990（平成 2）年レベルに戻すこと、毎年の排出量や吸収量の報告、各国の事情に応じた温暖化防止のための措置を講じていくこと等が示されています。

(各国の温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書の採択)

- 気候変動に関する国際連合枠組条約の実効性を高めるため 1997（平成 9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において各国の温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書が採択されました。
- 京都議定書は、第一約束期間（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年）の先進国全体の温室効果ガスの総排出量を 1990（平成 2）年に比べて 5%削減することを目標として締約国に削減量の割り当てを行い、日本は 1990（平成 2）年比で 6%の削減目標を義務付けられました。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の施行)

- 京都議定書を受け、我が国では、1999（平成 11）年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。
- この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組を整備するものとなっています。

(削減目標 6%削減の達成)

- 地球温暖化対策に関する具体的な取組については、1998（平成 10）年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が、2002（平成 14）年 3 月には新大綱が策定されました。
- 2005（平成 17）年 4 月には「京都議定書目標達成計画」を策定、京都議定書で定められた 1990（平成 2）年度比 6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。
- 我が国は温室効果ガス総排出量の削減に取り組み、京都議定書第一約束期間（2008 年（平成 20）年～2012（平成 24）年）における温室効果ガス総排出量が 1990（平成 2）年比 8.4%減となり、我が国に割り当てられた削減目標（6%削減）を達成しました。

(カンクン合意の成立)

- 2010（平成 22）年にメキシコ・カンクンで開催された気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）では、先進国と途上国両方の温室効果ガス排出削減目標・行動が同じ枠組の中に位置づけられた「カンクン合意」が成立しました。

○このカンクン合意に基づき、2020（平成 32）年までの温室効果ガス排出削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととされました。

（気候変動に関する 2020（平成 32）年以降の新たな国際的な枠組である「パリ協定」の採択）

○2015（平成 27）年にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する 2020（平成 32）年以降の新たな国際的な枠組である「パリ協定」が採択されました。

○パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、いわゆる先進国といわゆる途上国という二分論を超えたすべての国の参加や、5 年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しています。

（地球温暖化対策計画の閣議決定）

○パリ協定の締結に際し、政府は、2015（平成 27）年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、「2030（令和 11）年度の温室効果ガス削減目標を 2013（平成 25）年度比で 26.0%削減する」とするとの中期目標を盛り込んだ「日本の約束草案」を決定しました。

○また、パリ協定の採択を受け、2016（平成 28）年 5 月に「日本の約束草案」を踏まえて改定された「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

○地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画で、この中で、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。

1 - 2. 地球温暖化がもたらす身近な影響

(地球温暖化問題とは)

- 国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) によれば、1880 (明治 13) ~2012 (平成 24) 年の間に世界の平均気温は 0.85℃ 上昇していますが、温暖化の主な要因は温室効果ガスの人為的な排出にあり、二酸化炭素の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にあるといわれています。
- 地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象、すなわち地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温 (熱波) や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴い、その影響は、早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想されており、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などで、より深刻な影響が生じると考えられています。

(農産物への将来の影響)

- 地球温暖化の影響により、コメの品質については、高温などによりコメ粒の内部が白く濁った白未熟粒やコメ粒に亀裂が入った胴割粒などの発生が報告されているほか、野菜については、収穫期が早まる傾向や生育障害の発生頻度の増加など、果樹については、強い日射や高温等によりブドウ、リンゴ等の着色不良・着色遅延、日焼け果等が報告されています。
- 地域の平均気温が 20 世紀後半より 2℃ 以上高くなり、かつ、適応策をとらない場合、熱帯・温帯の作物の収量がこれまでより減少し、4℃ 以上高くなると食料安全保障に大きなリスクとなると予測されています。
- 日本においても、一等米の比率は、登熟期間の気温が上昇することにより、全国的に減少することが予測されており、さらに、今後の温暖化の進行に伴い、栽培時期の調整や適正な品種選択を行うことが必要になると予測されているほか、高温による生育不良や栽培適地の変化等による品質低下、栽培に有利な温度帯の北上などが懸念されています。

(生態系への将来の影響)

- サクラの開花日は、10 年当たり 10 日の割合で早くなっています。サクラの開花時期は、開花前の平均気温と関連があるとされ、温暖化による長期的な気温上昇の影響が、開花日が早まる要因の一つとされています。

(自然災害への将来の影響)

- 日本においても、全国各地で毎年のように水害や土砂災害が発生しており、2006（平成 18）年から 2015（平成 27）年までの 10 年間の土砂災害の発生件数をみると、平均して 1 年間におよそ 1,000 件もの土砂災害が発生しています。
- また、強い豪雨が多くなるため、斜面崩壊の発生確率が増加すると予測されています。

(健康への将来の影響)

- 日本では、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告され、その多くが高齢者であるため、夏の高温化等の変化に対して、特に高齢者が順応できるか懸念されています。
- また、デング熱やチクングニア熱を媒介するヒトスジシマカの生息域は、年平均気温 11℃以上の地域とほぼ一致することが知られていますが、この北限が 1950（昭和 25）年以降、徐々に北に広がっており、現在は、東北地方北部まで拡大していることが確認されています。
- 現状のまま温室効果ガスを排出し続けた最悪のシナリオでは、21 世紀末には熱ストレス超過死亡者数は、全国で現在のおよそ 4～13 倍となる可能性があるとされています。
- また、ヒトスジシマカの生息域は、温室効果ガスを排出し続けた場合はさらに拡大し、21 世紀末には北海道東部及び高標高地を除き、日本の広範囲で生息が可能になると予測されています。

1 - 3. 本計画の基本方針

(1) 本町の温暖化防止対策

本町では、温室効果ガスの総排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入拡大による低炭素社会の実現に向け、「第五次涌谷町総合計画」に基づき、省エネ機器の利用、照明や冷暖房温度の適正管理、高断熱仕様化など、エネルギー使用の抑制に努めています。

(2) 本計画の基本方針

本計画は、政府の地球温暖化対策計画及び宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化防止の観点から、第五次涌谷町総合計画に示される本町の将来像である『黄金花咲く交流の郷 わくや -自然・歴史を活かした健康輝くまち-』の実現を図るものとなります。

このため、本町の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を適切に把握し、継続的な温室効果ガス削減へ向けた取組を実施するため、基本方針を次のように定めます。

【本計画の基本方針】

- ① 本町の事務・事業における温室効果ガスの総排出量を適切に把握する仕組みを構築する。
- ② 具体的な削減目標の設定とそれを達成するための措置を検討、実施する。
- ③ 温室効果ガスの総排出量の削減に向けた計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを構築する。
- ④ 環境への負荷の低減を考慮した製品の利用促進により、持続的発展が可能な循環型社会の実現を推進する。

2. 基本的事項

2-1. 本計画の目的

本計画は、本町の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減のため、本計画の対象施設における省エネ化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた基本的な方針を定め、方針を実現するための実施体制及び実施手順を定めるものです。

2-2. 本計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、指定管理施設を含む本町の組織及び施設における全ての事務・事業とします。ただし、広域行政事務組合等の事務・事業については対象範囲に含めません。対象範囲の詳細については、巻末資料に示しています。

2-3. 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：2016（平成28）年5月27日法律第50号）」第二条第三項において規定されている表2-1の7種類とします。

表2-1 対象とする温室効果ガス

ガス種類※1	人為的な発生源	地球温暖化係数※2
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。	1
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出される。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出される。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出される。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出される。	12~14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,390~17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	17,200

※1：本町においては、PFC、SF₆、NF₃ について発生源がないことから排出量を計上しない。

※2：地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（最終改正：2016（平成28）年5月27日政令第231号）」第4条による。

2-4. 本計画の計画期間、見直し予定時期

本計画の基準年度及び計画期間は、2016（平成 28）年 5 月 13 日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度を 2013（平成 25）年度、計画期間を 2019（平成 31）年度から 2030（令和 11）年度とします。

また、計画の見直しについては 5 年に 1 回を目途とし、進捗に応じて定期的に行うものとします。

2-5. 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、政府の「地球温暖化対策計画」及び「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、本町の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

また、地球温暖化防止の観点から、第五次涌谷町総合計画に示される本町の将来像である「黄金花咲く交流の郷 わくや -自然・歴史を活かした健康輝くまち-」の実現へ向け、公共施設等総合管理計画等の関連計画と整合を図りながら着実な温室効果ガス総排出量の削減へ向けた運用改善、設備更新、再生可能エネルギーの導入の方針を示し、実現のための実施体制を定めるものです。

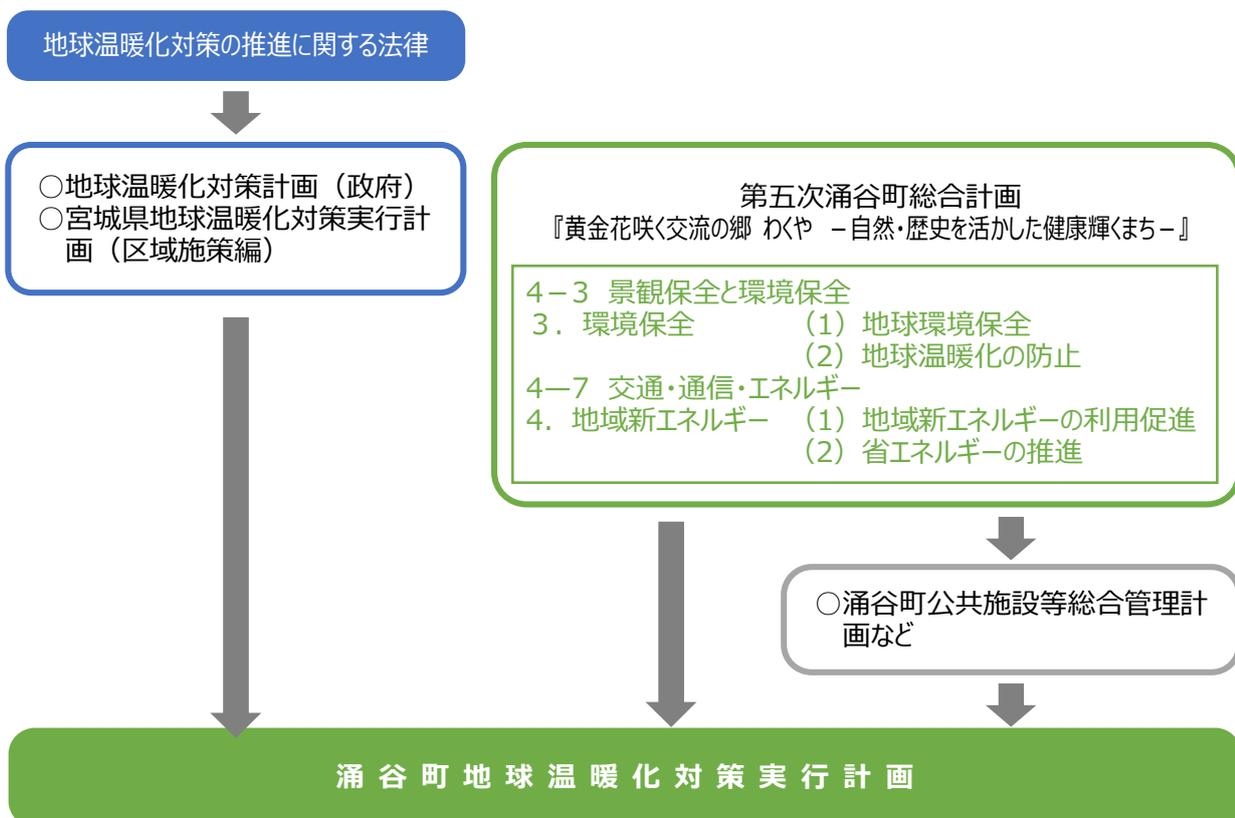


図 2-1 本計画の位置づけ

3. 「温室効果ガス総排出量」の状況

3-1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量算定の対象施設は、広域行政事務組合の施設を除く、町内全ての公共施設とします。

温室効果ガス総排出量の算定は、環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（2017（平成29）年3月）に従って実施しています。

3-2. 温室効果ガス総排出量の算定結果

温室効果ガス総排出量の算定結果について、エネルギー起源二酸化炭素（以下、「エネルギー起源CO₂」という。）の排出量を、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」（2017（平成29）年3月）に示されている、事務所等、学校等、集会所等、病院等、その他の5つの施設区分ごとに分けて示します。

その後、公用車の走行による温室効果ガス総排出量の算定結果について示し、最後に温室効果ガス総排出量の算定結果を示します。

表 3-1 マニュアルを参考にした施設の用途分類

用途分類	具体的な建築物用途例 ※
事務所等	涌谷町役場、涌谷公民館、篔岳農村環境改善センター、河川防災センター、消防団各ポンプ置場
学校等	さくらんぼこども園、八雲児童館、小里・篔岳学童クラブ、学校給食センター、涌谷第一小学校、月将館小学校、篔岳白山小学校、涌谷中学校、涌谷幼稚園、涌谷南幼稚園、ののだけ幼稚園 ※調査対象廃止施設（篔岳小学校、小里小学校、篔岳中学校、ひなた幼稚園、小里幼稚園）
集会所等	涌谷スタジアム、B&G海洋センター体育館、B&G海洋センター テニスコート、B&G海洋センター艇庫、勤労福祉センター、くがね創庫、篔岳町民グラウンド、涌谷町立史料館収蔵庫、追戸横穴歴史公園、天平ろまん館、わくや天平の湯、研修館
福祉施設等	涌谷町町民医療福祉センター（国民健康保険病院、老人保健施設さくらの苑）、高齢者福祉複合施設 ゆうらいふ
その他	上水道施設（深井戸、福沢浄水場、増圧ポンプ場、中継ポンプ場、配水池、広域流入電動弁等）、涌谷浄化センター、篔岳中央地区農集排処理場、上郡地区農集排処理場

※「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（2014（平成26）年4月1日経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第1を参考に作成している。

参考：環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0」（2017（平成29）年3月）

(1) 事務所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

基準年度の2013（平成25）年度から2017（平成29）年度の5年間において、事務所等に分類される施設のエネルギー起源CO₂の排出源としては、主に電気によるものとなっており、各年度とも全体の約80%を占めています。排出量は2014（平成26）年度をピークに減少傾向にあり、2017（平成29）年度では2013（平成25）年度比▲45.9t-CO₂となっています。また、燃料別にみてもすべて2013（平成25）年度比はマイナスです。

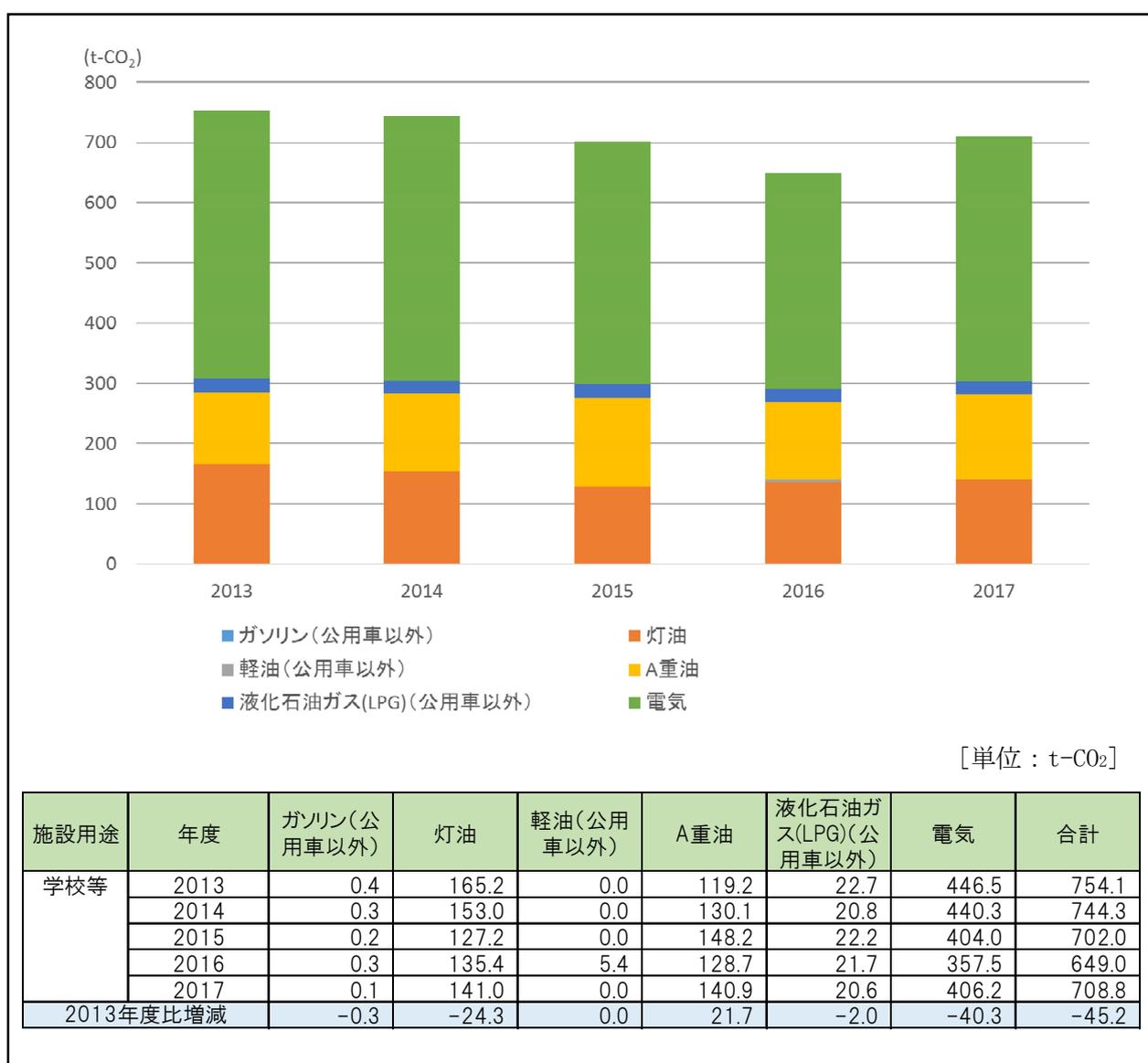
図表 3-1 事務所等のエネルギー起源CO₂排出量の推移[t-CO₂]



(2) 学校等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

学校等に分類される施設のエネルギー起源 CO₂ の排出源としては、主に電気によるものが多く、全体の約 60% を占めています。また、暖房用の燃料として使用されている灯油や A 重油からの排出量も多くなっています。排出量は 2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度に大きく減少し、2017（平成 29）年度では増加に転じていますが、これは、小中学校の統廃合（2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度）と町立箕岳白山小学校の新校舎供用開始（2017（平成 29）年度）に伴うものです。

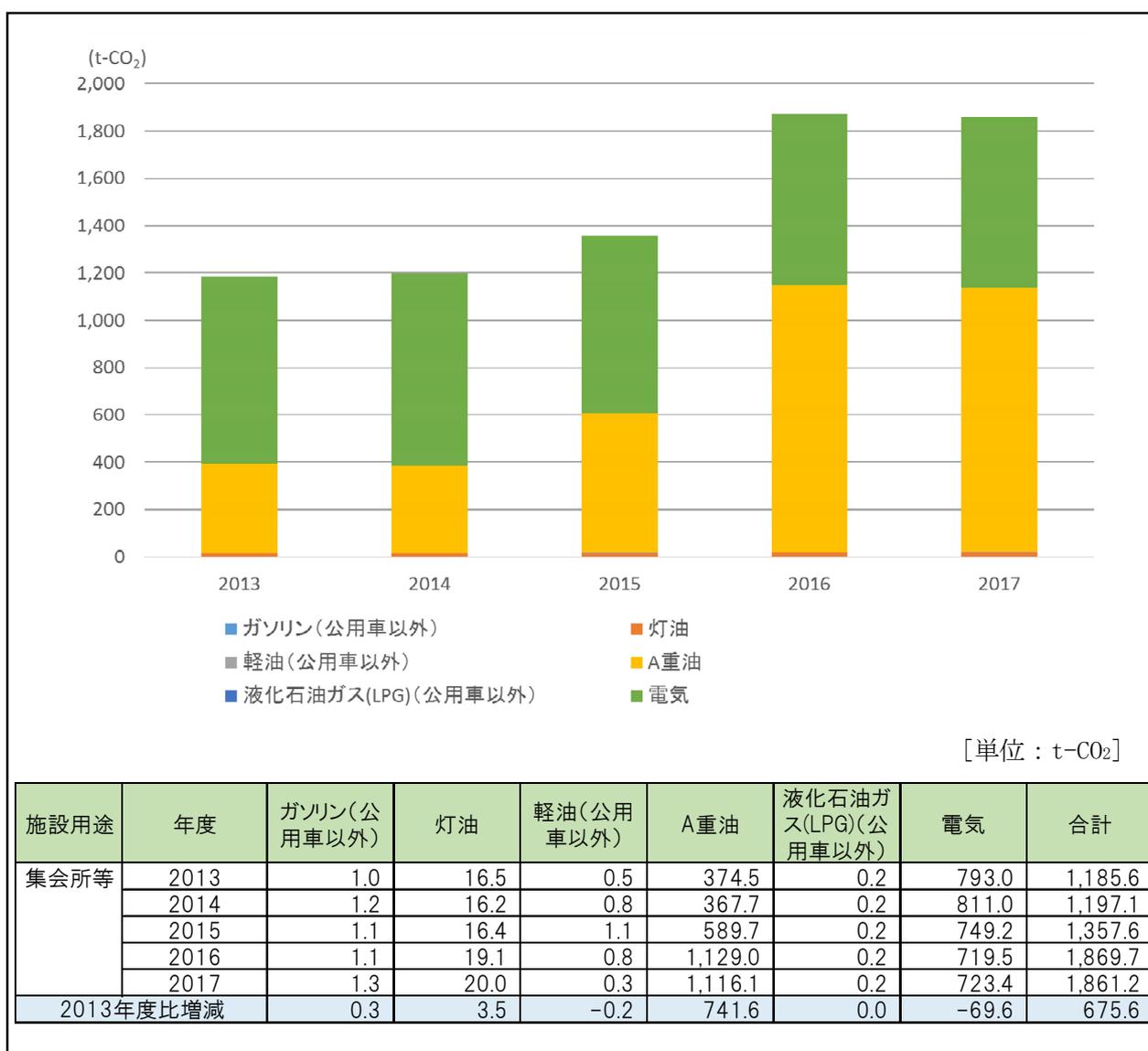
図表 3-2 学校等のエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移[t-CO₂]



(3) 集会所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

集会所等に分類される施設のエネルギー起源 CO₂ の排出源としては、電気と A 重油による排出量が多くを占めています。また、排出量は増加傾向にあり、これらはわくや天平の湯で利用されていたバイオマスボイラーが故障により廃止になり、A 重油を使用するボイラーを利用していることで A 重油の使用が増大していることが主な要因です。電気の使用に伴う排出量は 2017(平成 29)年度で 2013(平成 25)年度比▲60.4t-CO₂ となっています。

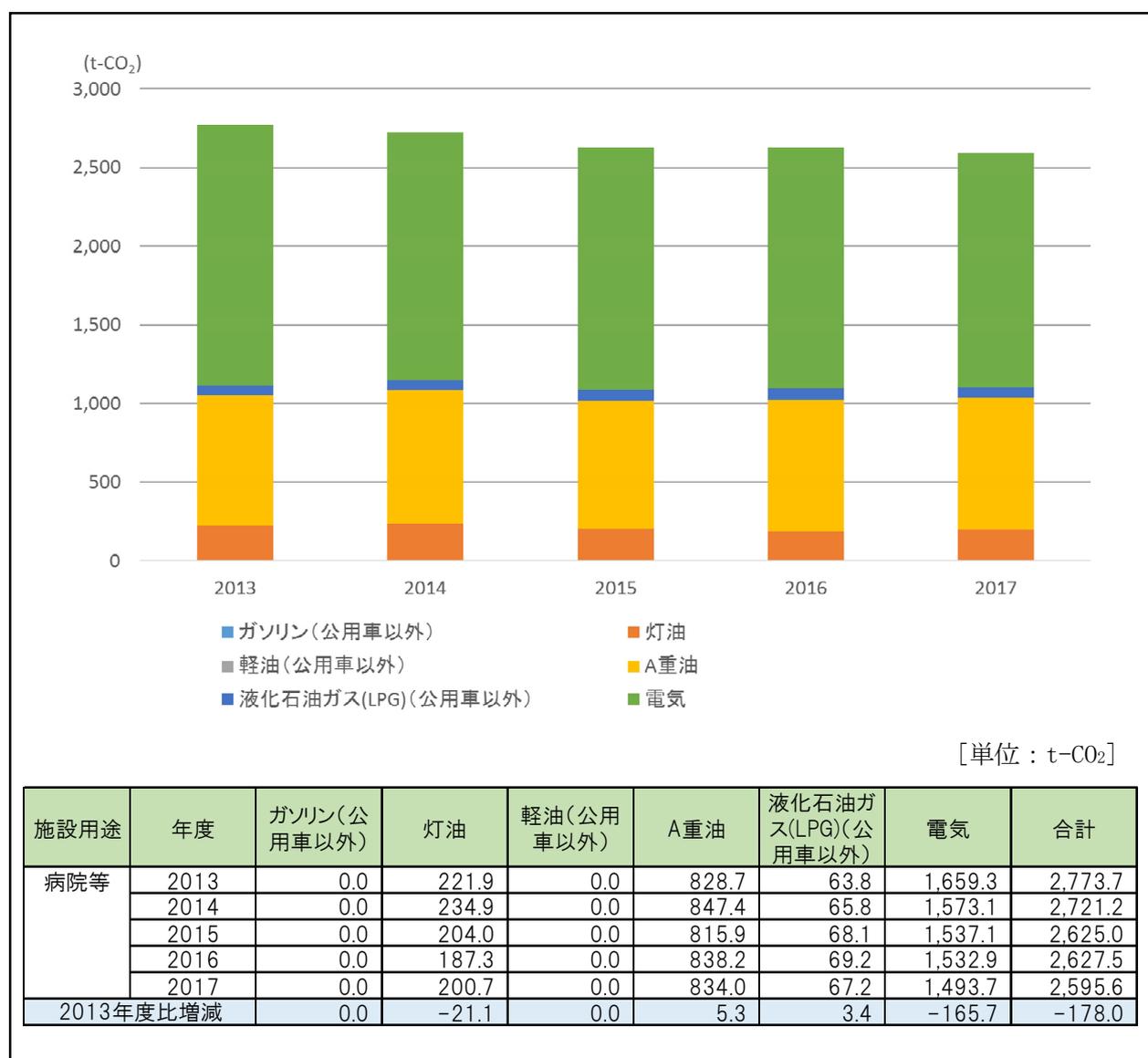
図表 3-3 集会所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移 [t-CO₂]



(4) 病院等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

病院等に分類される施設のエネルギー起源 CO₂ の排出源としては、主に電気によるもので全体の約 60%を占めます。ただし、その割合は徐々に低下し、2017（平成 29）年度では 2013（平成 25）年度比▲165.7t-CO₂ となっています。また、A 重油による排出量は全体の約 30%を占めています。A 重油による排出量は 2017（平成 29）年度では 2013（平成 25）年度から増加となっており、全体に占める割合も徐々に増加しています。電気による排出量の減少傾向と A 重油による排出量の横ばい傾向の結果、病院等のエネルギー起源 CO₂ 排出量は減少傾向にあります。

図表 3-4 病院等のエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移[t-CO₂]



(5) その他施設のエネルギー起源二酸化炭素排出量

その他施設等に分類される施設のエネルギー起源 CO₂ の排出源としては、ほぼすべてが電気の使用に伴うものです。排出量は 2014（平成 26）年度をピークに減少傾向にあり、2017（平成 29）年度では 2013（平成 25）年度比▲42.6t-CO₂ となっています。

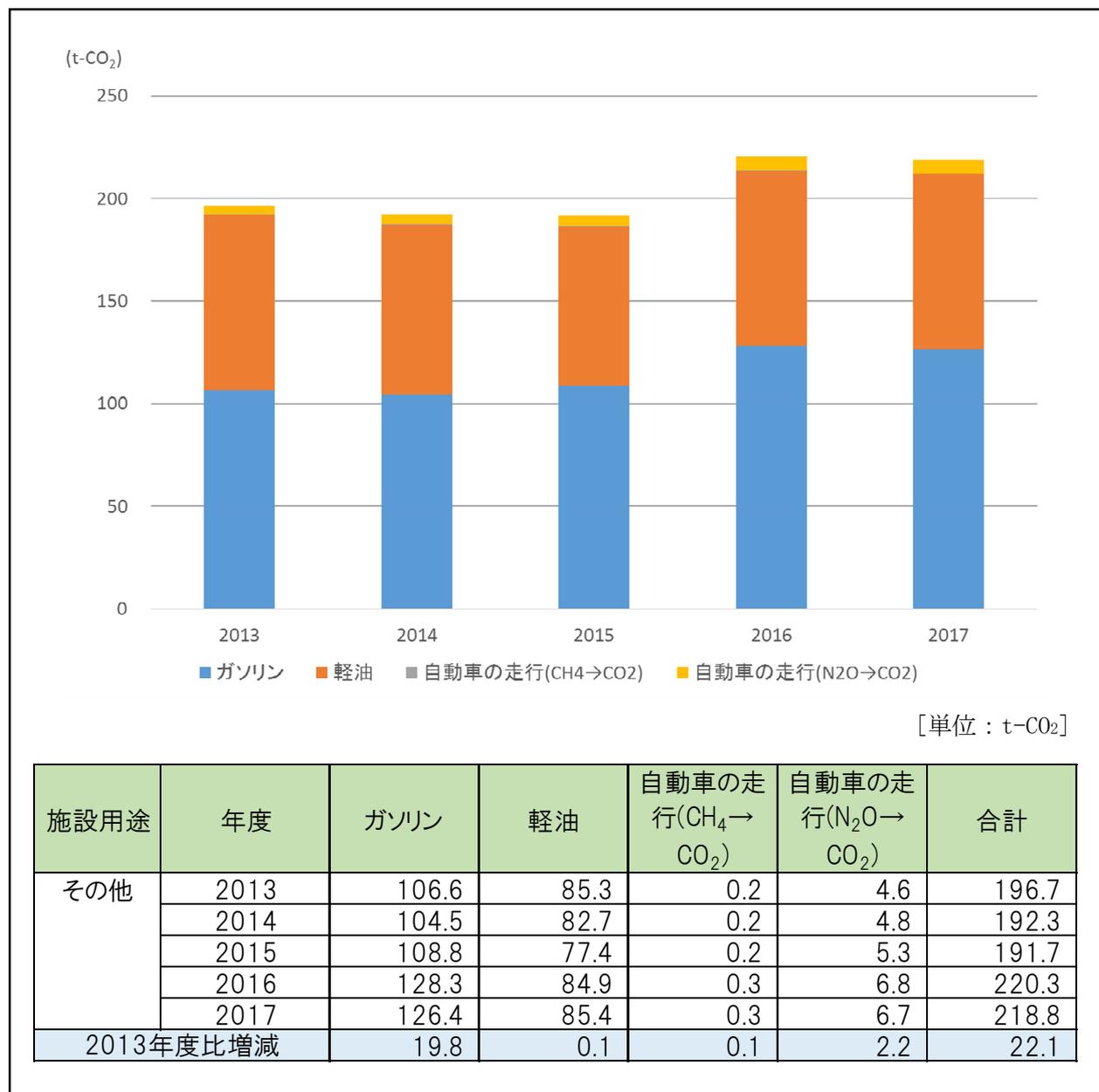
図表 3-5 その他施設のエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移 [t-CO₂]



(6) 公用車の温室効果ガス総排出量

公用車（軽油・ガソリン）の利用に伴い、CO₂のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）といった温室効果ガスが排出されます。公用車の利用状況のデータをもとに、環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（ver1.0.）」（2017（平成29）年3月）にしたがってCO₂以外のCH₄、N₂Oの排出量をCO₂換算した結果（温室効果ガス総排出量）を図表3-6に示します。

図表 3-6 公用車の走行に伴う温室効果ガス排出量の推移[t-CO₂]

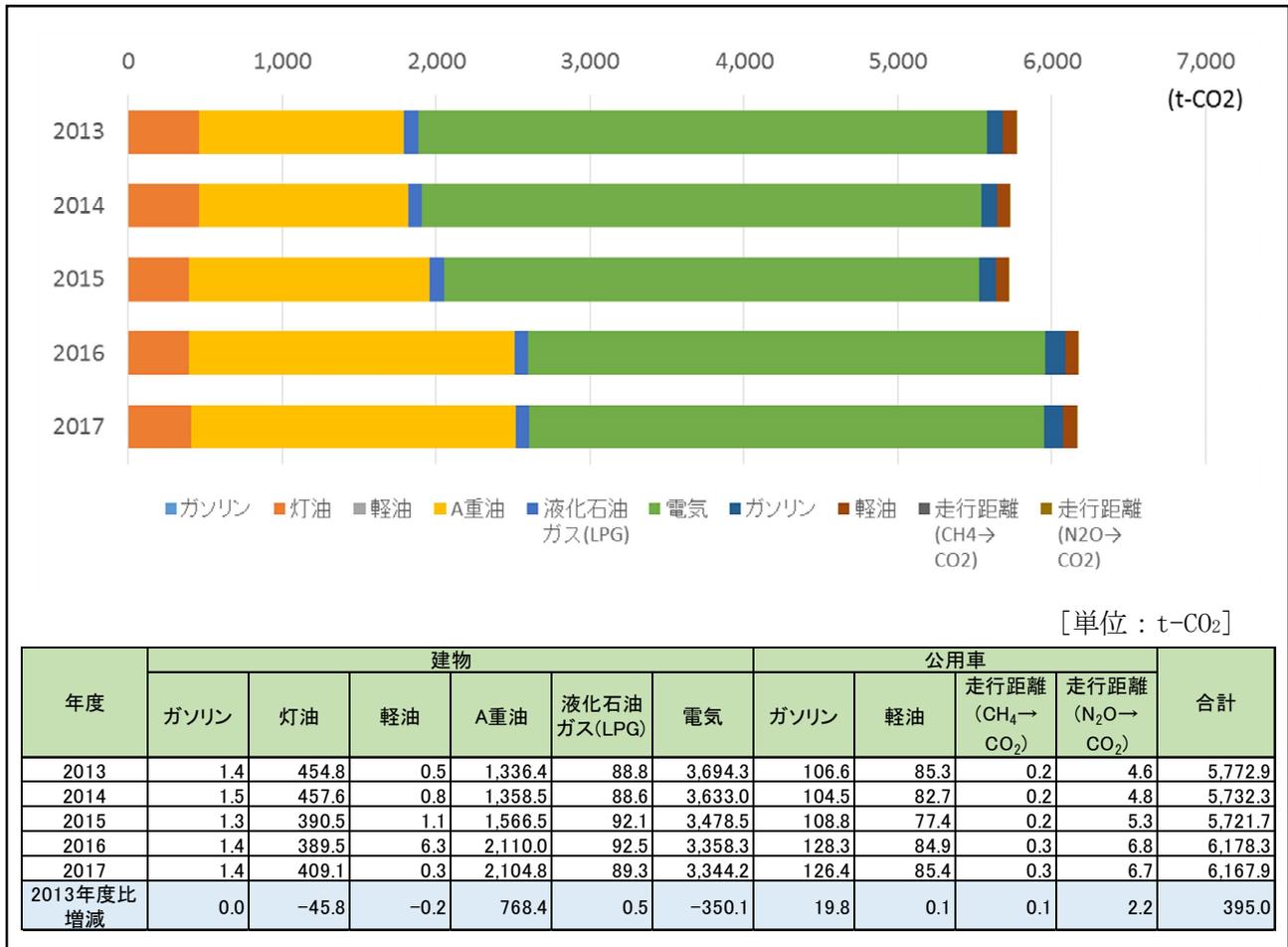


(7) 計画の対象施設における温室効果ガス総排出量

前記(1)から(6)までのエネルギー起源CO₂排出量算定結果及び公用車の温室効果ガス総排出量の算定結果を合計し、2013(平成25)年度以降の計画の対象施設における温室効果ガスの総排出量を算定した結果を図表3-7に示します。

2013(平成25)年度以降の本町の対象施設における温室効果ガス総排出量は、2016(平成28)年度に増加し、2017(平成29)年度はほぼその水準を継続しています。エネルギー種別ごとの温室効果ガス総排出量をみると、最も多くを占める電気による温室効果ガス総排出量は減少傾向にあります。一方で、天平の湯で利用されていたバイオマスオイルが廃止になりA重油を使用するボイラーを利用していることに伴い、A重油による温室効果ガス総排出量が2016(平成26)年度に増加しており、それが総排出量を押し上げる要因となっています。その他、灯油、軽油は減少、ガソリン、液化石油ガスは横ばいの傾向にあります。

図表 3-7 施設全体のエネルギー種別温室効果ガス総排出量の推移[t-CO₂]



4. 温室効果ガス総排出量の削減目標

4-1. 目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減に向け、職員による省エネ活動などソフト施策による「運用改善」、老朽化しエネルギー消費効率が悪く高効率の設備に入れ替えるハード施策による「設備更新」、「再生可能エネルギーの導入」「公共施設の統廃合」といった取組を実施する必要があります。

このため、国の「地球温暖化対策計画」の目標設定に従いながら、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」「公共施設の統廃合」の各措置による温室効果ガス総排出量の削減量を積み上げ、目標設定を行います。

4-2. 基準年度

本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」と整合させ、2013（平成 25）年度としています。

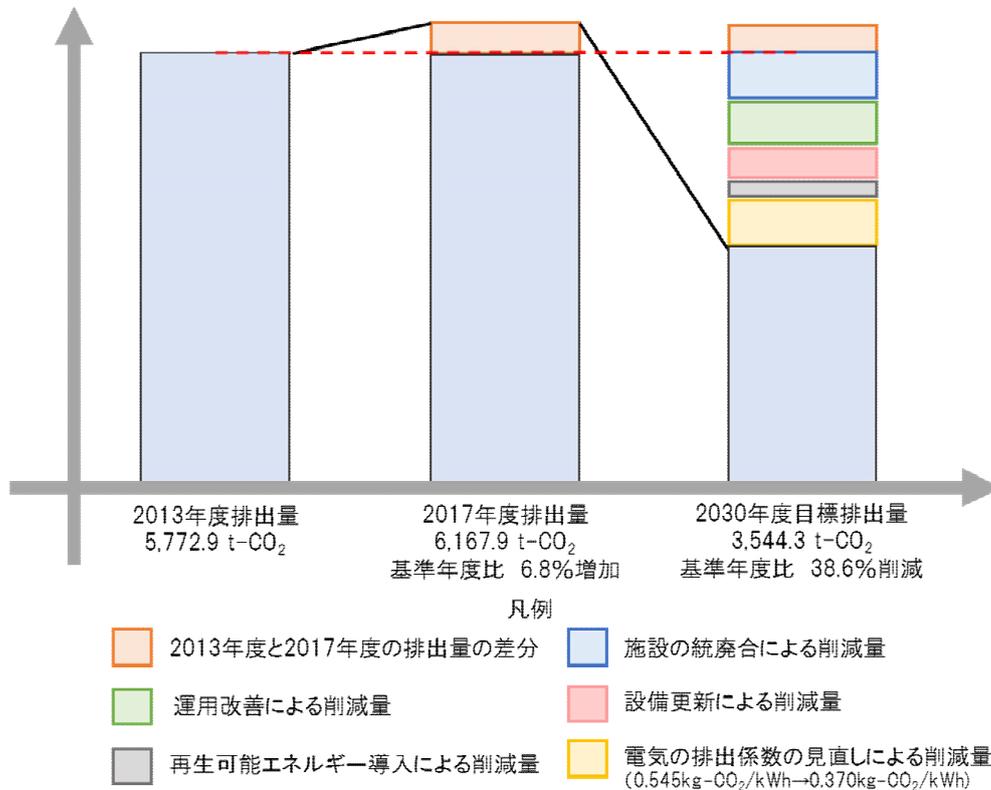
4-3. 数値的な目標

本計画では、温室効果ガス総排出量の数値目標を以下のとおり設定します。

<p>2030（令和 11）年度における温室効果ガス総排出量を 2013（平成 25）年度比で 38.6%削減する</p>

図表 4-1 目標設定の考え方

目標年度	温室効果ガス排出量
2013（平成 25）年度 基準年度排出量	5,772.9 t-CO ₂
2017（平成 29）年度 排出量	6,167.9 t-CO ₂ (基準年度比 6.8%増加)
2030（令和 11）年度 目標排出量	3,544.3 t-CO₂ (基準年度比 38.6% 削減)



削減項目	削減見込量	基準年度比割合
2013年度と2017年度の差分	-395.0 t-CO ₂	-6.8 %
施設統廃合による削減量及び 新設による排出量	587.1 t-CO ₂	10.2 %
運用改善による削減量	542.7 t-CO ₂	9.4 %
設備更新による削減量	576.6 t-CO ₂	10.0 %
再生可能エネルギー導入による削減量	112.8 t-CO ₂	2.0 %
電気排出係数の見直しによる削減量	804.2 t-CO ₂	13.9 %
削減量全合計	2,228.6 t-CO₂	38.6 %

5. 目標達成に向けた取組

5-1. 取組の方針

温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けた「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」「公共施設の統廃合」の取組の方針は以下のとおりとします。

(1) 「運用改善」に関する取組方針

- PDCA サイクルを有するカーボン・マネジメントシステムを着実に運用し、温室効果ガス総排出量の削減を図る。
- 定期的に温室効果ガス総排出量の排出状況を算定し、全職員等に周知することで職員のカーボン・マネジメントに対する意識啓発を図る。
- 年度ごとの取組目標とその成果を町ホームページ等で積極的に公表する。

(2) 「設備更新」に関する取組方針

- 設備の更新時には、トップランナー方式に適合した製品又は L2-Tech 認証製品を積極的に採用し、省エネ化を図る。
- ランニングコストの削減により投資回収が図れる部屋等の設備更新に関しては、民間活力も活用し、積極的な導入を図る。

(3) 「再生可能エネルギーの導入」に関する取組方針

- 自家消費を主目的とした再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガス総排出量の削減を図る。
- 再生可能エネルギー設備の導入に際しては、民間活力の活用も図る。

(4) 「公共施設の統廃合」に関する取組方針

- 公共施設等総合管理計画と整合した公共施設の統廃合を図る。

5-2. 重点施策

環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」（2017（平成29）年3月）を踏まえ、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」「公共施設の統廃合」に関する重点施策を表5-1のように設定します。

なお、本施策はカーボン・マネジメントの対象となる全ての組織・施設で実施するものとし、その他の取組については、各組織・施設ごとに計画し、実施するものとします。

表5-1 重点施策

重点施策1	運用改善措置
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 冷房設定温度緩和 (2) 暖房設定温度緩和 (3) 冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御 (4) ウォーミングアップ時の外気取入れ停止 (5) 空調運転時間の短縮 (6) フィルターの定期的な清掃 (7) 間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮 (8) 給湯温度の調整 (9) 洗面所給湯期間の短縮（夏場の給湯停止） (10) 照明照度の調整 (11) エネルギーモニタリング制御の導入 (12) カーテン、ブラインドによる日射の調整 (13) 職員等の意識啓発による温室効果ガス排出量削減に向けた積極的な取組の実施
重点施策2	設備更新
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備更新時におけるトップランナー方式に適合する製品又は L2-Tech 認証製品の積極的な採用 (2) 照明の LED 化によるランニングコストの削減により投資回収が図れる部屋等における積極的な LED 化の実施 (3) 民間活力の活用による省エネ設備の積極導入 (4) 空調・熱源の更新見直しによる温室効果ガス総排出量の削減
重点施策3	再生化エネルギーの導入
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震性や保守性に問題を生じない範囲での屋上太陽光発電設備の積極的な導入 (2) 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入検討
重点施策4	公共施設の統廃合
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設等総合管理計画と整合した公共施設の統廃合の検討・実施

5-3. 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ

温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップを図 5-1 及び表 5-2 に示します。

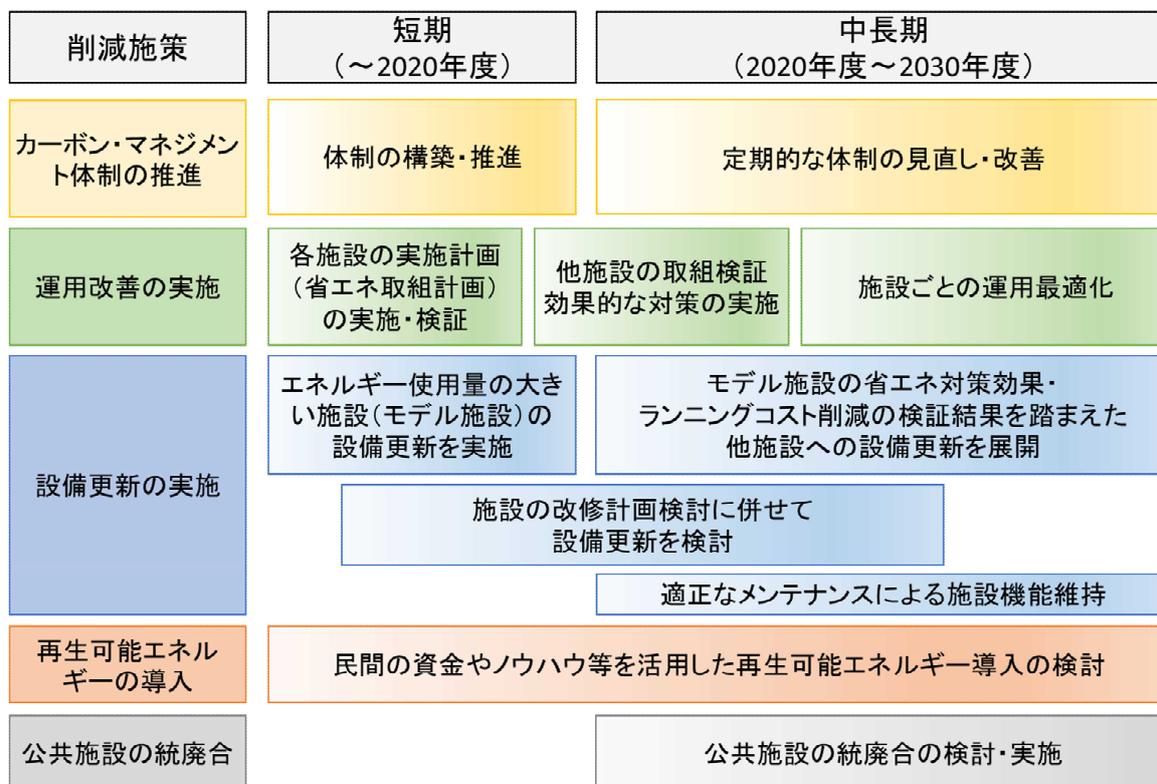


図 5-1 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ

表 5-2 ロードマップにおける削減施策の実施内容

役割	実施内容
カーボン・マネジメント体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 体制の構築・推進を早期に実施する
運用改善の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各施設の実施計画を早期に実施・検証し、より効果的な対策を実施する ▶ 設備の適正なメンテナンスを実施し、施設ごとの最適な運用を実施する
設備更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギー使用量の大きい施設(モデル施設)の設備更新を短期的に実施するものとする ▶ 施設の改修時期に併せた設備更新については、モデル施設の省エネ対策効果及びランニングコスト削減の検証結果を踏まえ、中長期的に設備更新を実施する
再生可能エネルギー導入の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間資金・ノウハウなどの活用を検討しながら、導入を推進する
公共施設の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設等総合管理計画と整合した公共施設の統廃合を中長期的に実施する

6. 本計画に基づく取組の進捗管理の仕組み

6-1. 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続

(1) 推進体制

温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、職員全員が取組項目を実施していくことが重要となります。よって、実行計画の実効性を高めるために、各課・職員全員が取組項目を実施できる推進体制を図6-1及び表6-1、6-2のとおり構築します。

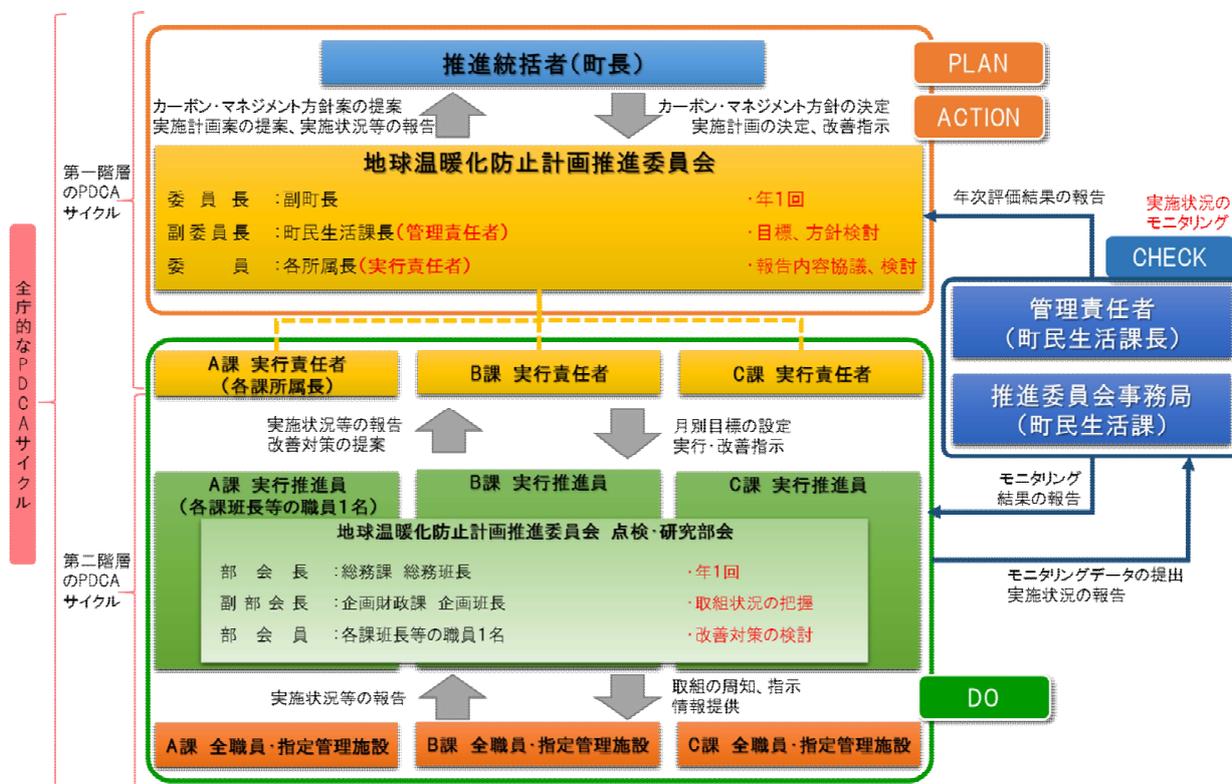


図6-1 カarbon・マネジメント推進体制のイメージ

役割	役職	実施内容
推進統括者	町長	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 温室効果ガス総排出量の削減に向けたカーボン・マネジメント方針や削減目標の決定、改善指示を実施します。
管理責任者	町民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 温室効果ガス総排出量削減目標を設定 ➤ 実施計画による取組状況をモニタリング・評価を実施します。
実行責任者	各課所属長	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自らの部局の温室効果ガス削減に向けた実施計画を作成します。 ➤ 環境推進員に実施計画に基づく実行指示を実施します。
実行推進員	各課班長等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自らの部局の温室効果ガス削減に向けた取組の実施を職員に周知します。 ➤ 自らの部局のエネルギー使用状況と取組状況の点検を行います。
地球温暖化対策 実行計画事務局	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実行推進員からの取組報告やエネルギー使用状況を基に、取組実施状況のモニタリングや温室効果ガス排出量の算定を実施します。
全職員・指定管理施設等職員		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実行推進員の指示に従い取組を実施し、取組状況等を報告します。

表 6-1 カーボン・マネジメント体制における役割及び実施内容

表 6-2 カーボン・マネジメント体制における庁内委員会及び実施内容

庁内委員会	役割及び役職	実施内容
地球温暖化防止 計画推進委員会	委員長：副町長 副委員長：町民生活課長 委員：各所属長	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 温室効果ガス総排出量の削減に向けたカーボン・マネジメント方針や削減目標の案を検討します。 ➤ 全庁実施計画を検討、決定します。 ➤ 年次評価結果を基に、次年度の改善対策の検討を実施します。
地球温暖化防止 計画推進委員会 点検・研究部会	部会長：総務課 総務班長 副部会長：企画財政課 企画班長 部会員：各課班長等職員1名	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取組状況の評価による取組の改善検討及び実施の結果から、課題・改善対策を検討し、地球温暖化防止計画推進委員会に提案します。 ➤ 各課における温室効果ガス総排出量の削減に向けた取組内容を共有し、各課の連携を強化します。

(2) 実施フロー

カーボン・マネジメント推進体制の運用フローを図 6-2 に示します。

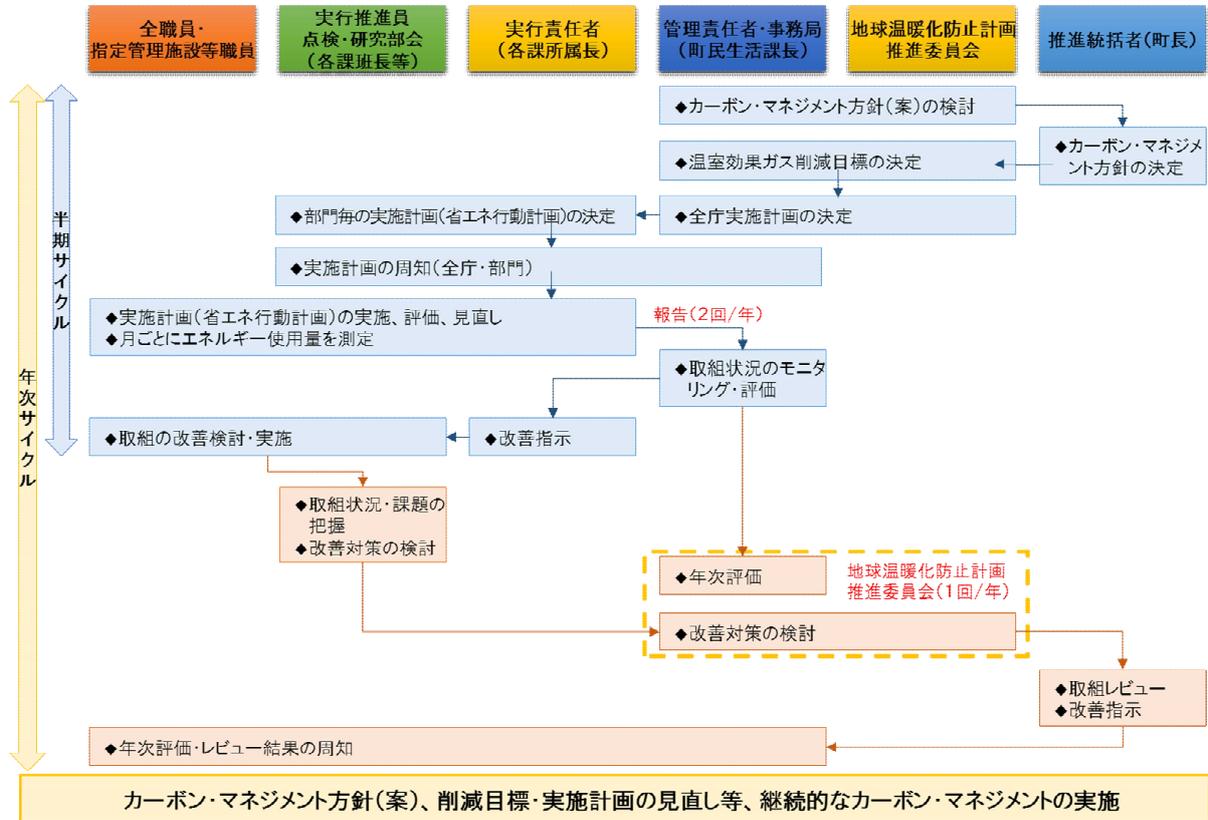


図 6-2 カーボン・マネジメント推進体制の運用フロー

- 「地球温暖化防止計画推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）と管理責任者・事務局がカーボン・マネジメント方針（案）を検討し、推進責任者が決定を行います。
- 「推進委員会」と管理責任者・事務局が温室効果ガス削減目標及び全庁実施計画の決定を行います。
- 実行責任者と実行推進員は、温室効果ガス削減目標及び全庁実施計画に基づき、各部門ごとの実施計画を作成し、全職員へ周知します。
- 実行推進員及び全職員は、各部門ごとの実施計画に基づき省エネ行動や各取組を実施します。
- 実行推進員は、取組状況やエネルギー使用状況を点検・記録し、半期ごとに管理責任者・事務局へ報告します。
- 管理責任者・事務局は、取組状況やエネルギー使用状況をモニタリング・評価し、実行責任者にフィードバックします。
- 実行責任者は、モニタリング・評価結果から自部門の取組状況を確認し、必要に応じて実行推進員に改善指示を行います。

- 実行推進員・全職員は、改善指示に基づき、実行計画の改善・検討を行い、省エネ行動や取組を継続して実施します。
- 「地球温暖化防止計画推進委員会 点検・研究部会」（以下、「点検・研究部会」という。）は、モニタリング・評価結果に基づく改善指示による改善検討及び実施内容について、課題・改善対策を検討し、「推進委員会」に提案します。
- 「推進委員会」は、「点検・研究部会」からの改善対策及び管理責任者・事務局のモニタリング・評価結果を基に、年次評価を行うとともに、実施状況及び改善対策を推進責任者に報告します。
- 推進責任者は、報告内容のレビューを実施し、必要に応じてカーボン・マネジメント方針、削減目標、実施計画の見直しを行います。

（３）点検評価

カーボン・マネジメント体制における点検評価について、次のとおり実施するものとします。

- 実行推進員は、月ごとの取組状況やエネルギー使用状況を記録し、半期に１回、実行責任者、管理責任者・事務局へ報告するものとします。
- 管理責任者・事務局は、半期に１回、実行推進員からの取組状況やエネルギー使用状況を踏まえ、温室効果ガス排出量を算定し、評価を実施します。評価結果は、実行責任者に通知するものとします。
- 実行責任者は、実行推進員からの報告及び管理責任者・事務局からの評価結果を踏まえ、自部門の取組状況を確認し、必要に応じて改善指示を実施します。

（４）公表

本計画に基づく取組の年度ごとの実施状況及び成果については、町ホームページで公表することとします。

公表する項目は次のとおりとします。

- ① カーボン・マネジメント方針
- ② 町全体の温室効果ガス削減目標及び実施計画の概要
- ③ カーボン・マネジメントの実施状況及び達成状況
- ④ その他推進統括者が必要と認めた事項

巻末資料

巻末資料 1. 本計画の対象とする範囲（施設及び公用車）

No	施設名	用途分類
1	さくらんぼこども園	学校等
2	八雲児童館	学校等
3	小里・篋岳学童クラブ	学校等
4	深井戸 2 号井	その他
5	深井戸 2 号井	その他
6	福沢浄水場	その他
7	福沢浄水場	その他
8	第一配水池	その他
9	第一配水池	その他
10	深井戸 3 号井	その他
11	深井戸 3 号井	その他
12	花勝山中継ポンプ場	その他
13	花勝山中継ポンプ場	その他
14	追戸中継ポンプ場	その他
15	追戸中継ポンプ場	その他
16	第二配水池	その他
17	第二配水池	その他
18	桜清水中継ポンプ場	その他
19	桜清水中継ポンプ場	その他
20	菅の沢中継ポンプ場	その他
21	菅の沢中継ポンプ場	その他
22	太田配水池	その他
23	第三配水池	その他
24	第三配水池	その他
25	猿手増圧ポンプ場	その他
26	成沢増圧ポンプ場	その他
27	涌谷町町民医療福祉センター	病院等
28	涌谷町国民健康保険病院	病院等
29	涌谷町老人保健施設	病院等
30	涌谷浄化センター	その他

No	施設名	用途分類
31	篁岳中央地区農集排処理場	その他
32	上郡地区農集排処理場	その他
33	涌谷町学校給食センター	学校等
34	涌谷公民館	事務所等
35	篁岳農村環境改善センター	事務所等
36	涌谷町立涌谷第一小学校	学校等
37	涌谷町立月将館小学校	学校等
38	涌谷町立篁岳白山小学校	学校等
39	涌谷町立篁岳小学校	学校等
40	涌谷町立小里小学校	学校等
41	涌谷町役場（本庁舎・西庁舎・北庁舎）	事務所等
42	涌谷スタジアム	集会所等
43	涌谷町 B&G 海洋センター	集会所等
44	涌谷町 B&G 海洋センターテニスコート	集会所等
45	涌谷町 B&G 海洋センター艇庫	集会所等
46	篁岳町民グラウンド	集会所等
47	涌谷町勤労福祉センター	集会所等
48	涌谷町立涌谷中学校	学校等
49	涌谷町立篁岳中学校	学校等
50	涌谷町くがね創庫	集会所等
51	涌谷町立史料館収蔵庫	集会所等
52	追戸横穴歴史公園	集会所等
53	涌谷町河川防災センター	事務所等
54	涌谷町消防団 1 分団 1 班ポンプ置場	事務所等
55	涌谷町消防団 1 分団 2 班ポンプ置場	事務所等
56	涌谷町消防団 1 分団 3 班ポンプ置場	事務所等
57	涌谷町消防団 2 分団自動車班ポンプ置場	事務所等
58	涌谷町消防団 2 分団 1 班ポンプ置場	事務所等
59	涌谷町消防団 2 分団 2 班ポンプ置場	事務所等
60	涌谷町消防団 3 分団 1 班ポンプ置場	事務所等
61	涌谷町消防団 3 分団 2 班ポンプ置場	事務所等
62	涌谷町消防団 3 分団 3 班ポンプ置場	事務所等
63	涌谷町消防団 4 分団 1 班ポンプ置場	事務所等
64	涌谷町消防団 4 分団 2 班ポンプ置場	事務所等
65	涌谷町消防団 4 分団 3 班ポンプ置場	事務所等

No	施設名	用途分類
66	涌谷町消防団 5 分団 1 班ポンプ置場	事務所等
67	涌谷町消防団 5 分団 2 班ポンプ置場	事務所等
68	涌谷町消防団 5 分団 3 班ポンプ置場	事務所等
69	涌谷町消防団 6 分団 1 班ポンプ置場	事務所等
70	涌谷町消防団 6 分団 2 班ポンプ置場	事務所等
71	涌谷町消防団 6 分団 3 班ポンプ置場	事務所等
72	涌谷町立涌谷幼稚園	学校等
73	涌谷町立涌谷南幼稚園	学校等
74	涌谷町立ののだけ幼稚園	学校等
75	涌谷町立ひなた幼稚園	学校等
76	涌谷町立小里幼稚園	学校等
77	天平ろまん館	集会所等
78	わくや天平の湯	集会所等
79	研修館	集会所等
80	涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふ	病院等
81	公用車(全車両合計)	公用車

※用途分類については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」の「表 I-6 用途分類に基づく建築物用途の例」を参考として分類している。

（参考表）マニュアルを参考にした用途分類例

用途分類	具体的な建築物用途例 ※
事務所等	官公署（庁舎、消防署、警察署等）、 <u>保健センター、研究施設、生涯学習センター、公民館</u>
学校等	<u>保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校</u>
集会所等	<u>図書館、美術館、博物館、資料館、記念館、植物園、動物園、水族館、劇場、音楽ホール、多目的ホール、会議場、体育館、武道館、プール、競技場</u>
福祉施設等	<u>病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設</u>
その他	<u>汚水処理施設、排水処理施設、ポンプ場、屋内駐車場、公衆便所、休憩所</u>

※「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（2014（平成26）年4月1日経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第1を参考に作成している。下線をひいているものは告示に定めのない用途の例である。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」（2017（平成29）年3月）

巻末資料 2. 各施設におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
1	さくらんぼこども園	学校等	2013	99.8
			2014	91.1
			2015	100.7
			2016	95.3
			2017	93.0
2	八雲児童館	学校等	2013	6.1
			2014	7.2
			2015	6.6
			2016	7.6
			2017	8.8
3	小里・箕岳学童クラブ	学校等	2013	0.0
			2014	3.7
			2015	4.4
			2016	4.0
			2017	0.0
4	深井戸 2 号井	その他	2013	0.6
			2014	0.4
			2015	0.4
			2016	0.4
			2017	0.6
5	深井戸 2 号井	その他	2013	11.9
			2014	11.7
			2015	11.7
			2016	12.2
			2017	12.3
6	福沢浄水場	その他	2013	4.1
			2014	4.1
			2015	3.9
			2016	4.2
			2017	4.2
7	福沢浄水場	その他	2013	18.9
			2014	16.9
			2015	19.7
			2016	20.0
			2017	20.9

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
8	第一配水池	その他	2013	0.4
			2014	0.3
			2015	0.3
			2016	0.3
			2017	0.3
9	第一配水池	その他	2013	0.4
			2014	0.5
			2015	0.4
			2016	0.4
			2017	0.4
10	深井戸3号井	その他	2013	0.6
			2014	0.4
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0
11	深井戸3号井	その他	2013	8.6
			2014	8.6
			2015	4.1
			2016	0.0
			2017	0.0
12	花勝山中継ポンプ場	その他	2013	6.4
			2014	6.5
			2015	6.8
			2016	6.5
			2017	5.6
13	花勝山中継ポンプ場	その他	2013	0.4
			2014	0.4
			2015	0.4
			2016	0.4
			2017	0.5
14	追戸中継ポンプ場	その他	2013	0.4
			2014	0.8
			2015	0.3
			2016	0.2
			2017	0.7

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
15	追戸中継ポンプ場	その他	2013	48.1
			2014	45.6
			2015	44.1
			2016	42.3
			2017	38.1
16	第二配水池	その他	2013	0.8
			2014	0.8
			2015	0.7
			2016	0.7
			2017	0.8
17	第二配水池	その他	2013	17.5
			2014	18.9
			2015	18.2
			2016	17.3
			2017	11.9
18	桜清水中継ポンプ場	その他	2013	0.7
			2014	0.7
			2015	0.6
			2016	0.7
			2017	0.6
19	桜清水中継ポンプ場	その他	2013	19.2
			2014	18.7
			2015	17.8
			2016	17.0
			2017	11.4
20	菅の沢中継ポンプ場	その他	2013	4.9
			2014	5.5
			2015	6.0
			2016	4.7
			2017	4.4
21	菅の沢中継ポンプ場	その他	2013	0.0
			2014	0.6
			2015	0.3
			2016	0.3
			2017	0.3

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
22	太田配水池	その他	2013	0.4
			2014	0.4
			2015	0.3
			2016	0.3
			2017	0.3
23	第三配水池	その他	2013	6.6
			2014	5.6
			2015	5.0
			2016	4.6
			2017	3.7
24	第三配水池	その他	2013	0.0
			2014	0.0
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0
25	猿手増圧ポンプ場	その他	2013	1.5
			2014	3.3
			2015	0.6
			2016	0.5
			2017	0.6
26	成沢増圧ポンプ場	その他	2013	0.0
			2014	3.3
			2015	3.1
			2016	2.6
			2017	2.3
27	涌谷町町民医療福祉センター	病院等	2013	1,779.9
			2014	1,706.9
			2015	1,678.6
			2016	1,721.7
			2017	1,680.2
28	涌谷町国民健康保険病院	病院等	2013	181.0
			2014	205.1
			2015	176.2
			2016	160.9
			2017	171.5

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
29	涌谷町老人保健施設	病院等	2013	307.7
			2014	328.0
			2015	319.3
			2016	291.4
			2017	297.4
30	涌谷浄化センター	その他	2013	194.9
			2014	190.1
			2015	190.1
			2016	192.7
			2017	200.9
31	籠岳中央地区農集排処理場	その他	2013	76.7
			2014	77.5
			2015	72.1
			2016	63.5
			2017	59.9
32	上郡地区農集排処理場	その他	2013	19.0
			2014	22.5
			2015	19.8
			2016	19.4
			2017	19.3
33	涌谷町学校給食センター	学校等	2013	192.2
			2014	204.3
			2015	219.9
			2016	200.7
			2017	210.7
34	涌谷公民館	事務所等	2013	28.8
			2014	30.8
			2015	37.1
			2016	36.6
			2017	32.9
35	籠岳農村環境改善センター	事務所等	2013	31.7
			2014	29.5
			2015	25.7
			2016	27.0
			2017	27.6

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
36	涌谷町立涌谷第一小学校	学校等	2013	96.3
			2014	93.9
			2015	92.0
			2016	91.9
			2017	88.8
37	涌谷町立月将館小学校	学校等	2013	56.6
			2014	51.1
			2015	50.6
			2016	41.4
			2017	51.7
38	涌谷町立篁岳白山小学校	学校等	2013	0.0
			2014	0.0
			2015	0.0
			2016	36.1
			2017	79.4
39	涌谷町立篁岳小学校	学校等	2013	34.5
			2014	32.8
			2015	29.9
			2016	0.0
			2017	0.0
40	涌谷町立小里小学校	学校等	2013	33.8
			2014	35.3
			2015	31.5
			2016	0.0
			2017	0.0
41	涌谷町役場 (本庁舎・西庁舎・北庁舎)	事務所等	2013	153.2
			2014	138.6
			2015	126.3
			2016	132.3
			2017	129.7
42	涌谷スタジアム	集会所等	2013	19.5
			2014	27.3
			2015	23.8
			2016	22.7
			2017	20.5

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
43	涌谷町 B&G 海洋センター	集会所等	2013	24.1
			2014	25.6
			2015	23.7
			2016	21.8
			2017	22.2
44	涌谷町 B&G 海洋センター テニスコート	集会所等	2013	2.2
			2014	2.8
			2015	1.7
			2016	2.0
			2017	1.4
45	涌谷町 B&G 海洋センター艇庫	集会所等	2013	0.1
			2014	0.0
			2015	0.0
			2016	0.2
			2017	0.0
46	籠岳町民グラウンド	集会所等	2013	0.0
			2014	0.0
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0
47	涌谷町勤労福祉センター	集会所等	2013	22.3
			2014	22.7
			2015	19.7
			2016	19.1
			2017	19.2
48	涌谷町立涌谷中学校	学校等	2013	134.9
			2014	136.4
			2015	131.0
			2016	130.1
			2017	137.1
49	涌谷町立籠岳中学校	学校等	2013	47.0
			2014	46.1
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
50	涌谷町くがね創庫	集会所等	2013	28.4
			2014	31.2
			2015	26.8
			2016	25.4
			2017	24.2
51	涌谷町立史料館収蔵庫	集会所等	2013	11.1
			2014	2.4
			2015	2.1
			2016	1.9
			2017	1.8
52	追戸横穴歴史公園	集会所等	2013	1.8
			2014	1.7
			2015	1.3
			2016	2.1
			2017	2.3
53	涌谷町河川防災センター	事務所等	2013	28.9
			2014	59.6
			2015	59.2
			2016	45.5
			2017	28.0
54	涌谷町消防団1分団 1班ポンプ置場	事務所等	2013	3.4
			2014	3.3
			2015	4.1
			2016	2.6
			2017	2.7
55	涌谷町消防団1分団 2班ポンプ置場	事務所等	2013	9.2
			2014	9.1
			2015	9.3
			2016	8.4
			2017	8.0
56	涌谷町消防団1分団 3班ポンプ置場	事務所等	2013	0.0
			2014	0.0
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
57	涌谷町消防団 2分団 自動車班ポンプ置場	事務所等	2013	13.1
			2014	12.9
			2015	13.1
			2016	10.8
			2017	12.6
58	涌谷町消防団 2分団 1班ポンプ置場	事務所等	2013	2.5
			2014	2.5
			2015	2.4
			2016	2.4
			2017	2.3
59	涌谷町消防団 2分団 2班ポンプ置場	事務所等	2013	5.3
			2014	5.2
			2015	5.4
			2016	5.4
			2017	4.1
60	涌谷町消防団 3分団 1班ポンプ置場	事務所等	2013	4.9
			2014	4.9
			2015	5.1
			2016	4.7
			2017	4.0
61	涌谷町消防団 3分団 2班ポンプ置場	事務所等	2013	11.8
			2014	11.6
			2015	11.7
			2016	10.6
			2017	10.5
62	涌谷町消防団 3分団 3班ポンプ置場	事務所等	2013	5.2
			2014	5.1
			2015	4.7
			2016	4.8
			2017	4.9
63	涌谷町消防団 4分団 1班ポンプ置場	事務所等	2013	15.0
			2014	14.8
			2015	14.4
			2016	13.6
			2017	13.7

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
64	涌谷町消防団 4 分団 2 班ポンプ置場	事務所等	2013	10.6
			2014	10.4
			2015	9.3
			2016	10.1
			2017	10.0
65	涌谷町消防団 4 分団 3 班ポンプ置場	事務所等	2013	13.7
			2014	13.5
			2015	13.0
			2016	12.9
			2017	12.2
66	涌谷町消防団 5 分団 1 班ポンプ置場	事務所等	2013	18.0
			2014	17.7
			2015	17.4
			2016	16.0
			2017	16.7
67	涌谷町消防団 5 分団 2 班ポンプ置場	事務所等	2013	17.8
			2014	17.6
			2015	16.0
			2016	16.1
			2017	17.6
68	涌谷町消防団 5 分団 3 班ポンプ置場	事務所等	2013	11.0
			2014	10.8
			2015	8.6
			2016	7.8
			2017	14.2
69	涌谷町消防団 6 分団 1 班ポンプ置場	事務所等	2013	17.6
			2014	17.3
			2015	18.0
			2016	16.3
			2017	14.8
70	涌谷町消防団 6 分団 2 班ポンプ置場	事務所等	2013	11.0
			2014	10.9
			2015	10.7
			2016	9.8
			2017	10.2

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
71	涌谷町消防団6分団 3班ポンプ置場	事務所等	2013	7.4
			2014	7.3
			2015	7.1
			2016	6.9
			2017	6.7
72	涌谷町立涌谷幼稚園	学校等	2013	19.8
			2014	15.9
			2015	13.2
			2016	16.5
			2017	14.4
73	涌谷町立涌谷南幼稚園	学校等	2013	9.3
			2014	9.7
			2015	9.3
			2016	12.0
			2017	11.8
74	涌谷町立ののだけ幼稚園	学校等	2013	12.2
			2014	15.2
			2015	13.1
			2016	13.5
			2017	13.1
75	涌谷町立ひなた幼稚園	学校等	2013	1.6
			2014	0.9
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0
76	涌谷町立小里幼稚園	学校等	2013	10.0
			2014	0.7
			2015	0.0
			2016	0.0
			2017	0.0
77	天平ろまん館	集会所等	2013	115.7
			2014	118.4
			2015	112.8
			2016	115.3
			2017	114.6

No	施設名	施設用途	年度	合計[t-CO ₂]
78	わくや天平の湯	集会所等	2013	831.9
			2014	837.3
			2015	1,034.4
			2016	1,532.5
			2017	1,520.6
79	研修館	集会所等	2013	128.6
			2014	127.7
			2015	111.4
			2016	126.7
			2017	134.4
80	涌谷町高齢者福祉複合施設 ゆうらいふ	病院等	2013	505.1
			2014	481.2
			2015	450.8
			2016	453.5
			2017	446.5
81	公用車(全車両合計)	公用車	2013	191.9
			2014	187.2
			2015	186.2
			2016	213.3
			2017	211.8

